

(様式第2号)

街区基準点包括使用承認申請書		
年 月 日		
(あて先)札幌市長様		
申請者 ○○土地家屋調査士会		
札幌市街区基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により、街区基準点の使用について、下記のとおり申請します。		
使用目的		
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
測量地域	札幌市 区	
使用する街区基準点	計 点	
測量計画機関	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL (担当者)
測量作業機関	名 称	○○土地家屋調査士会に属する土地家屋調査士は街区基準点包括使用報告書(様式第4号)への記載をもって本欄の記載に代えることとする。
備 考	1、承認された場合、街区基準点包括使用報告書(様式第4号)、使用した街区基準点(別紙)を用いて毎月街区基準点の報告をする。 2、同様の取り扱いを各单位土地家屋調査士会について同時に申請する。 (同様の取り扱いを申請しない場合は記載不要)2部提出。	

住 所
申請者 名 称
氏 名 ○○土地家屋調査士会 様

上記の街区基準点については、使用条件を附して包括承認します。

札幌市長

承認印

街区基準点使用条件

- 1 街区基準点の使用にあたっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名(包括承認に基づく場合には測量作業担当者名)、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
 - 2 施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
 - 3 街区基準点の使用時は本申請書あるいは土地家屋調査士会員証を常時携帯すること。
 - 4 使用にあたっては街区基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
 - 5 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
 - 6 調査士会は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに(建)測量課に連絡すること。
 - 7 調査士会は、街区基準点の使用を完了したときは、街区基準点包括使用報告書(様式第4号)、使用した街区基準点(別紙)のほか、経路図、点検計算書、精度管理表、精度管理図などを(建)測量課に提出する。
- ※ 札幌市 測量課HP(<http://www.city.sapporo.jp/doboku/sokuryo/>)よりダウンロード可能